

地方自治とは

1.地方自治の本旨

憲法 92 条「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」

地方自治の本旨とは

住民自治：その地域における統治がその地域の住民の創意と責任において行われること。

団体自治：国家の内部において国から政治的に独立した人格をもった一定の地域を基礎とする団体が、その地域における公共の事務を自らの意思と責任に基づいて処理すること。

2.地方自治に関する法体系

憲法

地方自治法

地方自治法に規定されている、自治体の運営に関する「自治責任」の原理原則

地方公共団体の役割

計画的な行政運営

法令の自主解釈

事務処理の原則

組織運営の合理化

予算主義の原則

公の施設の管理原則

条例とは

1.条例の位置づけと役割

地方公共団体の事務に関して制定される自主法。憲法によって保障された自治立法権に基づくもの。

憲法 94 条「地方公共団体は、…法律の範囲内で条例を制定することができる」

法律において、条例の形式をもって定めるべきものとされている事項

地方公共団体の組織、事務処理の方法、財政運営など内部事項
権力的な性質をもつもので住民の権利義務にかかわる事項
非権力的な性質の事務でも条例で規定すべきこと

2. 条例と国の法令との関係について

かつては「法律の先占論」が強かったが、近年では厳格な適用を緩和する方向に。

なぜ自治基本条例が必要なのか？その背景

1. 政府と基本法（松下圭一『市民立憲への憲法思考』生活社、2004年）

戦後日本の憲法学：官治・集権型

官治・集権型では何が問題なのか？

政治循環模型

官治・集権型

国

県

市町村

市民

自治・分権型

国

県

市町村

市民

国から下降するのではなく、逆に市民を起点に、基礎自治体から広域自治体、ついで国に
上昇して政府課題を順次補完するという「補完原理」に基づいた「政府信託」の考え。

政府三分化論に基づく基本法

政府 { 国際機構（国連など）… 国連憲章
国 … 憲法
自治体 … 自治基本条例
団体・企業
市民活動

2.地方分権の流れ

1995.5 地方分権推進法が成立

1999.7 地方分権一括法が成立

国・地方の役割分担の明確化、権限委譲の推進
機関委任事務制度の廃止
地方事務官制度の廃止
必置規制の見直し

2006.12 地方分権改革推進法が成立

国・地方の役割分担の明確化
地方の自主性・自立性を高める

地方分権の議論が盛り上がってきた背景・要因
中央集権型行政システムの制度疲労
高齢化社会の到来
政治改革の一環として

こうした地方分権が進むとどうなるのか？

地方公共団体の自治責任の増大

自治基本条例とは（辻山幸宣「自治基本条例の構想」『自治体の構想 4 機構』岩波書店、2002 年）
「住民による自治体行政・議会の役割そして住民自身の責務と権利の定義」

3.ガバナンス、「公共性」概念

ガバナンスとは（古川俊一・北大路信郷『公共部門評価の理論と実際』日本加除出版、2001 年）
「中央政府だけでなく、地方政府、住民、企業、NPO・NGO などが共同、協働、対立しつつ、権力を分有して、統治を行う状況をさす」

「公共性」という言葉...その時代背景や政治的社会的状況の中において、使われ方や理解、意味するところについて変遷してきている。

そもそも、行政活動の範囲は国民が政治のメカニズムを通して決定するもの。ならば「公共性」とは、時代を超えて変化しない確たる特質を備えた概念としてではなく、その時代における人々（住民）によって開かれた空間で広く議論され、合意を得て形成される「共同形成概念」或いは「活動概念」として捉えるほうが有用ではないか。

民主主義的統制と手続的公共性の必要性。